令和元年７月

**【悪質な工事訪問販売にご注意!】**

**【相　談】**

一人暮らしの高齢の母の家に、昨日、知らない業者が来て「近所でもやっている」と勧誘され、下水の配管の点検をしてもらったそうです。支払い後、「このまま放置していると大変なことになる」などとしつこく床下のカビの処理を勧められなかなか帰らないので、仕方なく契約をしたようです。最初は１００万円の契約金額を提示され、母が支払えないと言うと３０万円になり、それも断ると１０万円になったようです。母は、断り切れずに契約していますが、支払わなければならないでしょうか。

**【アドバイス】**

契約してしまっても、訪問販売なので、契約書面を受け取って８日以内ならクーリング・オフが可能です。お近くの消費生活センターや各自治体の相談窓口へ相談してください。

トラブルに遭わないために。

1. 突然の訪問にご注意!安価な金額でもすぐ契約しない。

契約の勧誘が目的であることを明示しないで勧誘行為を行うことは法令で禁止されています。知らない業者の訪問には注意しましょう。また、安価な金額であっても、その場で契約せず、身近な人に相談しましょう。

1. 「近所で工事をやっている」と言われても信用しない。

安心感を与えるため「近所で工事をやっている」などと言って、偶然を装って訪問したりします。

1. 高額な工事を勧められたら、ちょっと待って!

必ず複数社から見積りをとりましょう。

**お困りの時は消費者ホットライン**

　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。